

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について

(議決日 3月19日)

熊本県は、500年以上のいぐさ栽培の歴史を有する日本一の産地として、畳文化を守り支えており、いぐさといえば熊本県産が代表的なものとして広く認知されている。

いぐさ・畳に関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、心豊かな生活の実現に重要な役割を担ってきた。

また、いぐさ畳表の持つ、空気浄化・湿度調整機能及びリラックス・安眠効果などの優れた機能性は、現代においても健やかな生活を提供している。

一方で、国産いぐさ・畳産業を取り巻く状況は、住まいの洋風化志向の高まりなどによる畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合、専用機械の製造中止、資材価格の高騰等により厳しさを増しており、国産いぐさ産地の存続が危ぶまれている。

このような状況の中、熊本県のいぐさ・畳に係る伝統文化を守り、技術を継承していくためには、関係者の自助努力はもちろん、意欲ある生産者や関連事業者を県全体で支援していくことが重要である。

今後、県、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民が一体となっていぐさ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へ繋いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 いぐさ・畳産業の振興は、日本の伝統文化の維持・継承・発展に寄与し、郷土のいぐさ・畳文化への県民の理解を深め、将来へと繋いでいくことを旨として推進されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村 県内市町村をいう。
- (2) 生産者 県内でいぐさ・畳表を生産する者及びその組織する団体をいう。
- (3) 生産市町村 区域内にいぐさ・畳表の生産者が存する市町村をいう。
- (4) 関係団体 生産市町村の区域内に存する農業協同組合のほか、い業の振興のために組織された団体をいう。
- (5) 事業者 いぐさ・畳表及び畳の流通・販売を行う事業者、い業に必要な資材や専用機械の

製造・修理・メンテナンス等を行う事業者、その他いぐさ・畳に関わる事業者及びその組織する団体をいう。

(県の役割)

第4条 県は、基本理念にのっとり、県産いぐさ・畳産業を振興していくため、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民との連携を図るとともに、技術継承及び需要拡大の取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、県有施設での県産いぐさ・畳の利用を促進するよう努めるものとする。

3 県は、いぐさ・畳の振興に必要な情報の収集を行い、各種施策を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、前項の各種施策の推進に当たっては、生産者、生産市町村、関係団体、事業者及び県民との連携を図り、効果的かつ計画的に行うよう努めるものとする。

5 県は、国と連携して、生産者が安心していぐさ・畳の生産を継続できるよう、その基盤づくりに努めるものとする。

6 県は、国と連携して、各種施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

7 知事は、毎年度、い業振興に関する必要な施策を取りまとめ、議会に報告するものとする。

(議員の役割)

第5条 熊本県議会の議員は、基本理念にのっとり、県民の代表として、いぐさ・畳産業が郷土の産業であることに誇りを持ち、県産いぐさ・畳の利用及び普及の促進に関する取組に積極的に努めるものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、各市町村有施設での県産いぐさ・畳の利用を検討するよう努めるものとする。

2 生産市町村は、前項に定めるもののほか、県、当該区域内の生産者、関係団体、事業者及び地域住民と連携して、いぐさ・畳の振興を行なうよう努めるものとする。

(生産者の役割)

第7条 生産者は、基本理念にのっとり、生産技術の向上に励むとともに、経営安定に努力を払い、安全で高品質な製品の生産に努めるものとする。

2 生産者は、産地の維持・存続のため一致協力し、生産振興・販売促進等の活動に努めるものとする。

3 生産者は、畳表の品質等に関する情報提供及び県、市町村、関係団体及び事業者が行う需要拡大等の取組に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、い業の生産振興及び需要拡大の対策を実施するための計画を相互に連携して策定するよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、事業の実施や調査、種苗管理や品質検査、海外産との差別化に資する取組など、それぞれの担う役割を果たすとともに、相互に連携して生産振興及び需要

拡大の対策を実施するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、良質な熊本県産畳表の安定的な生産及び円滑な販売に向けて、生産者や関係団体との連携に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の事業者と相互に連携しながら、県産いぐさ・畳の利用及び普及を促進する取組を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

（県民の理解と協力）

第10条 県民は、日本一のいぐさ産地の県民として誇りをもって、いぐさ・畳の歴史及び文化に関心を持ち、県産いぐさ・畳及びい製品の利用を通じて、郷土の産業への理解を深めるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（公布日 3月26日）

議員提出議案第2号：熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（議決日 3月19日）

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）、第17条第2項第1号アの改正規定、第18条第1項の改正規定及び第48条の改正規定 公布の日
- (2) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分を除く。）及び第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分を除く。）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

（公布日 3月31日）

議員提出議案第3号：旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

（議決日 3月19日）

選択的夫婦別姓制度について、現国会で再び導入の是非が議論されている。

現在の議論を見る限り、子の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ない。生まれたばかりの子には姓の選択権がない。それどころか、別姓家庭に生まれた子は、父か母いずれかの名字とは異なる「親子別姓」となってしまう。さらに、現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスクが生じる。

また、夫婦別姓を訴える人は個人のアイデンティティを重視するが、家族の絆やこどもの福祉、家庭の一体感に対する配慮が不十分との指摘もある。さらに、たとえ日本独自の制度と指摘されても、各国の多様な氏制度と同様、日本の夫婦同姓制度もその歴史や文化の一側面として尊重されるべきである。

一方で女性の社会進出が進む中、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えている。平成24年から令和4年までの10年間で就業者数は約370万人増加し、現代の働く女性のニーズは多様化している。この社会情勢を受け、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、婚姻による改姓で不利益を被らないよう、旧姓の通称使用の拡大が明記されている。既に免許証やパスポートでの旧姓併記措置も進んでいるが、法律整備が十分でないため、民間資格や金融機関の手続きで不便を感じる事例も散見される。

以上の背景を踏まえると、国としては、旧姓の通称使用を拡充するための法整備を優先し、家族の一体感やこどもの福祉、そして女性の社会的活躍を支援する現実的な制度整備に取り組むことが望まれる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用が拡大される現状における課題を解決するため旧姓の通称使用を拡充する法制度の創設を講ずること。
- 2 国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、改めて慎重に国民の真意を把握すること。さらに分析・研究が不十分なこどもへの影響を調査する等、専門家委員会の設置等の措置を講ずること

以上、地方自治法99条の規定により意見を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 男女共同参画）、女性活躍担当大臣

議員提出議案第4号：くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

（議決日 3月19日）

本条例は、県産酒による乾杯の推進を通じて県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目指し、平成30年12月に公布・施行された。制定当時は、女子ハンドボール世界選手権大会など国際スポーツ大会の開催直前であり、大会を通じて県産酒を県内外に発信するとともに、県民一人一人の絆を紡ぎながら、熊本地震からの創造的復興にもつながるよう取組が推進されていた。

その後、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、懇親会などの会合が激減し、県産酒で乾杯を行う機会も減少した。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられて以降、懇親会などの開催は増えてきているものの、県産酒で乾杯する機運は戻っていない状況にある。

また、令和2年7月豪雨により、球磨焼酎の蔵元が大きな被害を受けており、昨今では酒造用原料米の価格高騰などコスト上昇により、蔵元の酒造りも大変厳しい状況に置かれている。

一方で、TSMCの本県への進出や阿蘇くまもと空港の国際線増便など、熊本は「世界に広がる存在」となりつつあり、海外との往来も活発となっている。あわせて、令和6年12月に我が国の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本酒や焼酎などこうじを用いた国産酒が注目を集めており、県産酒を国内外に向けてPRする絶好の機会が到来している。

よって、熊本県議会は、くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に向け、下記の事項について県民と協働して取り組んでいくことで、県産酒を愛飲する機運を醸成し、本県経済の活性化及び郷土愛の醸成を期するものである。

記

- 1 酒席では、必ず県産酒による乾杯を行い、杯を交わすことで県民一人一人の絆をつなぐよう努

めること。

2 本県経済の活性化に寄与している県産酒を愛飲し、国内外に広く発信するよう努めること。

3 郷土の自然から生まれ、多くの先達により育まれてきた本県の酒文化をめでること。

以上、決議する。

委員会提出議案第1号：熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(議決日 3月19日)

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第99条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

今後、議会における多様な人材の参画を推進していくに当たり、会議の欠席事由を追加する等関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

(公布日 3月28日)

委員会提出議案第2号：地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

(議決日 3月19日)

消費者被害・トラブル額は、令和5年1年間で約8.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、現在の国の交付金制度において、地方公共団体が消費生活相談員の人件費等に活用している地方消費者行政強化交付金の推進事業分には活用期限があり、実際、既に一部の地方公共団体では活用期限を迎えたことにより体制の縮小を余儀なくされていると聞く。また、当県内市町村を始め、多くの地方公共団体が令和7年度末に活用期限を迎えることは大きな課題である。このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退す

るおそれがある。さらに、消費者教育や啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、多重債務者へのセーフティネット貸付を含む生活再生支援等の高度・専門的な消費者問題に対応する先駆的取組等、地方消費者行政が交付金を活用して行ってきた取組が衰退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要があり、地方消費者行政の後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を行うよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置（消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む。）を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 2 消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、国において、新たな財政措置を行うこと。新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。
- 3 1及び2に当たっては、既に活用期限を迎えた地方公共団体に対する配慮を十分に行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）